

第3報告

なぜ日本国憲法を守らないといけないのか

いしかわ
石川

やすひろ
康宏さん

(総合社会福祉研究所理事・
神戸女学院大学教授)



今の日本国憲法は古い、現状にそぐわないと、改憲を主張する人たちが増えていきます。それに対し、私たちは憲法を守らないといけない、と運動をしています。では、なぜ憲法は守らないといけないのでしょうか。改憲を主張する人たちを説得し、納得させられる理由を、しっかり説明することができますでしょうか。

第一九回合宿研究会では、石川康宏さんから、「社会福祉と国家——資本主義社会の発展の中で」というテーマでお話いただきました。本号では、石川先生のお話の中から、社会権の成り立ちや日本国憲法の意義についての部分を抜粋し、「なぜ日本国憲法を守らないといけないのか」について考えたいと思います。

■人権思想の誕生

「人権」という考え方は、封建制を打倒する運動の中で生まれました。封建制は、生まれながらに身分が決まっている社会制度です。しかし、それはおかしい、人々はみな生まれながらに平等である、という考え方が出てきます。典型は、アメリカの独立宣言やフランスの人権宣言です。

そこで宣言されたのは、拷問ごうもんされない自由、身体を拘束されない自由、思想信条の自由、経済活動の自由といった「自由権」でした。人は生まれながらにして平等で、自由なんだという考え方です。

しかし、ここでいう「人」とは、「白人の健康で金持ちの男」という制約されたものでした。ですから、女性が自由をさげぶと処刑され、フランスはアフリカへの植民地支配を広げていきました。また、黒人はフランスのいう「人」の枠の中に入れられていなかったのです。

■経済活動の自由

この「自由」の考え方は、資本主義社会を発展させる思想でもありました。封建制社会では、農民が一生懸命つくったものを、権力がうばいとりました。しかし、資本主義社会では、経済活動の自由にもとづき「自分がつくったものは自分のもの」であり、それを力でうばうことはできないとする思想がかたちづくられていきます。

ところが、経済活動の自由のなかで誰もが自由にモノを生産・販売することで、みんなが豊かな生活

ができるようになったかというところ、そうではありません。自由権の発展と同時に急激に発展した資本主義社会のもと、労働者は奴隷とはちがって身分・人身的な自由はえられたものの、賃金は低いまま、制限なく長時間労働をさせられ、幼い子どもも労働力として働かされ、あたりまえのように過労死が起きるといって過酷な状況に置かれました。

■「自由だけでは生きられない」社会権の思想の誕生

そうした矛盾、問題が蓄積されていくなか、一八七一年に、フランスではんの二、三か月でしたが、労働者が政権をにぎった瞬間がありました（パリ・コミューン）。どういう政府をつくらうかと考えて、「自由だけでは生きられない」という問題提起を行い、そして、万人の教育と最低生活は、国家が保障すべきだという考え方が主張されます。公的保障の原点です。

自由放任の経済活動を制限しないと人は生きられない、だから公的保障が必要であるという考え方が、いのちの危機を感じる労働者の運動から生まれできたということです。「労働者の生きる権利を国家が保障する政治をつくろう」というかたちで「社会権」が提起されていきました。

■社会権を盛り込んだ現代憲法の誕生

一九一九年、社会権を盛り込んだはじめての憲法として、ドイツでワイマール憲法がつくられます。

ここに書かれたのは、生存権、教育権、労働権などです。労働権とは、資本の自由のもとで、労働時間に際限がなく死ぬまで働かされるのではなく、法によって定められた規制のなかで労働する権利です。

原動力となったのは、資本の自由のもとではくせないという、資本主義の矛盾に対する労働者の抵抗運動だったのです。

ワイマール憲法には、資本の自由を野放しにすると、人々の幸福な生活は保障されないため、「正義の原則」によって制約をかける必要があると書かれています。現代風に言うと、経済社会にルールを与えるということです。そういう発想が、二〇世紀前半に出てきています。

■戦争への反省

一九一四年には、経済大国が植民地をうばいあう第一次世界大戦が勃発し、二〇〇〇万人がいのちを落としました。その反省にたち、国際紛争の解決を武力にたよってはいけないと、一九二〇年、四五年があつまって国際連盟をつくりました。

一九二八年には、国際紛争を平和的に解決するこ

ワイマール憲法151条

経済生活の秩序は、各人に人間に値する生活を確保することを目的とし、正義の原則に適合しなければならない。各人の経済上の自由は、この限界内で保障される。

とをめざす不戦条約もできました。それに基づき、一九三〇年代にはスペインやフィリピンの憲法に、「戦争をしない」という不戦条項が書き込まれます。

不戦条項は、日本国憲法の専売特許ではありません。何千万もの人がいのちを落とすような戦争はしてはいけないという結論に、世界がいたったことによって、各国の憲法に盛り込まれていったのです。

■自由権すらなかった大日本帝国憲法

日本に目をうつすと、日本には明治時代の大日本帝国憲法と、第二次世界大戦後につくられた日本国憲法の二つの憲法があります。

しかし大日本帝国憲法には、国民の自由権はひとつも書かれませんでした。明治時代には「われわれに権利を保障せよ」という自由民権運動が起こります。ですが、明治政府はこれらの要求には応じず、中身をすりかえながら大日本帝国憲法をつくりまし

た。そこに書かれているのは、主権者である天皇の権利であって、国民は「臣民」（天皇の家来）としてのみ登場します。

日本でも、民主主義と人権を求めるたたかいはさまざまなかたちでありましたが、自由権を勝ちとることはできませんでした。それが、戦前の日本社会の到達点でした。

■いつきに世界最先端の現代憲法へ

第二次世界大戦後、アメリカが日本を軍事占領し、マッカーサーは五大改革指令を出しました。秘密警察の廃止、労働組合の結成奨励、婦人の解放、教育の自由化、経済の民主化です。あわせて、民主的な憲法をつくるよう指示しますが、当時の日本政府がつくった草案は、大日本帝国憲法となら変わらないものでした。そのため、一九四六年に、GHQ（連合国軍総司令部）が日本国憲法の草案をつく

りました。

そこには、人権は永久の権利であり、自由権のほかには社会権（生存権、教育権、労働権）、男女平等、戦争の放棄が盛り込まれました。それは、世界のあらゆる先進的などりくみを内包した、世界最先端の憲法でした。

財産権についても、第二九条の二に「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように」とあります。公共の福祉を破壊するようなたちで財産を増やす活動をしてはいけないということです。ワーキングプアを大量に増やしながら、自分だけゆたかになれればいいという考え方はおかしいという内容が、日本国憲法にふくまれているということです。

■飛躍に追いつくことができない日本の国民

こうして歴史をたどると、日本国憲法は長年の、全世界でのさまざまなたたかいや反省のうえにつく

られたものであり、宙に浮いた理想論ではないことがわかります。そのことは、日本国憲法九七条にも書かれています。

しかし、少し前まで自由権さえ認められていなかった日本人は、この飛躍についていことができませんでした。勝ちとつたのではなく、「与えられた」憲法であることがもたらした問題です。

日本人が権利をうばいとられることに対して鈍感で、自己責任だと言われると、そうかも知れないとすぐに思ってしまう弱点は、ここに発しているように思います。

日本国憲法97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

■立場を一八〇度変えたアメリカ

当時、アメリカが日本の民主化に力を入れたのは、それが連合国の合意だったからですが、くわえてアメリカのなかで民主的な社会の発展を求める勢力が、日本占領軍のなかに一定の影響をもつていたということもありました。

ところが、米ソの冷戦が深刻化し、朝鮮半島が南北に分断され、東アジアで社会主義化の動きが強くなると、アメリカは日本を軍事拠点にして、その変化に歯止めをかけようとなりました。日本国憲法施行の翌一九四八年にはもう、「憲法九条を変えろ」と日本に要請し、態度を一八〇度変えてきます。

そして、アメリカ言いなりの政治の担い手として、A級戦犯として捕まっていた岸信介きののぶすけを釈放し、日本の政治を任せました。

憲法は棚上げされてしまいました。すばらしい文

章はあるけれど、それに縛られているはずの国家は、いっこうに憲法どおりの政治をしようとしません。国民の側にも、自分で勝ちとったものでないために、国に憲法を実行させていく力が弱いという問題があらわれます。

■支配層と国民の力関係のなかで動く政治

戦後の日本では、憲法どおりの政治をしない支配層と、憲法を実現しようという運動のぶつかり合いのなかで、政治が動いていくことになります。岸はアメリカ言いなりの政治をしましたが、一方で一九五〇年には、京都で蜷川にまがわ府政が誕生します。京都府庁に「憲法を暮らして生かそう」というたれ幕がさげられました。そして、行政の側が、府民に向かつて憲法を学びなさい、と学習運動を展開しました。

その流れは、全国に広がり、一九七〇年代前半には、国民の四〇%以上が、革新自治体の住民となり

ました。そうした国民の圧力のなかで、政府自民党は福祉に力を入れると約束し、「福祉元年」をかかげ、高齢者医療の無料化を実現させました。これは、社会運動の圧力によってつくられた変化であり、国民の一步一步の成熟で、社会保障を実現していく過程です。

しかし、その後社会党の転落によって革新自治体はつぶされ、臨調行革で福祉が解体されはじめます。今では、政府の役割は、自助自立の環境整備だと言いつつ出しています。あきらかに、「社会権」を捨てるという方向に動いています。自民党の改憲案からも、そのことがありありとかがええます。

■根拠に対する確信をもつ

憲法の条文を学ぶことは大切ですが、憲法に反している、憲法は守らなければならない、とだけ主張しても、なかなか共感の得られない場合もあります。

す。その場合、「なぜこれを守る必要があるのか」、「なぜこの条文がつくられたのか」という、日本国憲法にいたるさまざまな探求の成果、実践の成果としてこれをしつかり語る必要があります。

生存権を国が保障しようとする努力は、一九世紀からありました。非正規雇用を増やしながら自分だけは儲ける、という考え方はダメだという問題意識は、すでにワイマール憲法にあり、それを学んだ日本国憲法にも書き込まれています。戦争をしない国をつくる努力は、その直前の数十年間、先進国のさまざまな人たちが営々と積みかさねてきたものです。

そういう世界の高みを整理したものが日本国憲法であって、その憲法を捨てるということは、長い人類の努力の到達点をないがしろにするということだと思います。それでいいのか、と反論することが必要だと思います。その点は、条文の内容だけではなく、なぜ



そういう条文になっているのかという理由を学ぶことで確信できるものです。

■日本国憲法の理念に追いつく取り組みを

そうして日本国憲法の歴史や根拠を学ぶなかで、社会権を守りきれるかどうか、社会権という思想を自分のものにするかができるかどうかということ

が、国民には問われています。

社会権の理念がわれわれ国民にとって重要であり、それが権利として認められる社会や政治をつくる必要がある。そういう確信をもてるところまで、市民の政治的な教養が成熟することが求められます。ここの成熟なしには、社会権や生存権を守ることはできません。

私は最近、現場で一〇〇%の力を出してはいけません、とお話しています。現場の努力だけでは、社会保障は充実しません。社会保障を充実させるためには、政治を変えることにふり向けるエネルギーが必要です。「現場で疲弊ひへいしているから、政治のことは考えられません」というのは、「権利をうばわれていくことに、私は耐えしのびます」と言っているのと同じです。政治を変えるためのとりくみに、エネルギーと知力に向ける必要があります。

合宿研

Q & A

合宿研究会では、参加者のみなさんから、たくさんの質問や感想、意見が出されました。よせられた質問と報告者の回答の一部を要約しました。

Q1

介護保険制度発足から一四年がたち、在宅介護サービスの分野では、民間営利企業抜きには介護サービスが成り立たないのが現実です。福祉との関係で、民間営利企業が担う福祉サービスについて、どう考えたらよいのでしょうか？ 研究の状況と運動のすすめ方について教えて下さい。

A

民間企業による福祉サービスの研究が課題

〈石倉さん〉

福祉分野への民間企業参入の研究について、二つの傾向があります。ひとつは、福祉分野の中にある民間企業が担っている労働も、社会福祉法人が担っ

ている労働も同じ「サービスを売る労働」としてとらえる研究です。もう一つは、社会福祉事業とは何なのか？ ということを基本に置きながら、民間企業が担っているものをどう考えたらよいのか、という角度からの、われわれが大事にしている研究です。民間企業の福祉サービスの実態について、公的な統計資料はありますが、どんな労働が行われている、働く労働者は何を思っているのか、といった踏み込んだ調査研究はあまりありません。たとえば、民間企業で働いている労働組合の方に協力をえて、一緒に考えたり、地方自治体などの公的機関と連携しながら、調査対象として民間企業をピッ

クアップして研究していくことは、これからやられるべき大きな課題だと思います。

A 商品流通の世界からはみ出したところに社会問題が生まれる 〈浜岡さん〉

市場化、つまり商品流通の世界というのは等価交換です。自助でなりたつ商品流通の世界だったら、なんら社会福祉が登場してくる必要性はありません。自助が限界となったところに社会問題が発生し、社会福祉・社会保障が登場してくるわけです。生活のさまざまな部分を商品化してしまうと、一番ニーズがある人たちは交換するべき貨幣をもっていないため、除かれてしまうことになります。いっぽうで、今回の社会福祉法人制度改革では、いままでも社会福祉・社会保障が対応してきたところを、慈善事業で対応しなさいといっています。

これが社会福祉なんだと思われ、納得してしま

う人たちに対して「自助で成り立たないところを慈善事業で対応し、それを社会福祉とするような社会でいいのか？」と問いなおし、それを直さなければいけない、と思う人たちを増やしていくしかありません。事業を株式会社がやっているのが社会福祉法人がやっているのが、働いている人たちは福祉の分野で働いているという点では共通しているので、あらためて「自分たちがやっていることは福祉なのか？」と労働組合活動の場などで問いなおしていく必要があります。

もういっぽうで、商品化の論理のなかで働く人だけでなく、サービスを利用する人も「お客様」として扱われ、お金を出せばそこそこ快適なサービスが受けられるというのに慣れてしまっていないでしょうか。この受け止め方を問いなおすことも必要だと思います。

Q2

一九七〇年代の頃は、沖縄返還闘争など、自分の身近な仕事だけでなく、大きな社会的テーマにとりくみながら、社会から自分の人生を見つめ、対象である方の生活を見つめる、というシステムが自然とあったように思います。しかし今は、ソーシャルワーカーのなかでも選挙に行かない、という方がかなりおられるのが現実です。社会に目を向け、問題意識をもった福祉労働者を養成するために、どのような努力や工夫がいるのでしょうか。

A

福祉現場で働くことをつうじて、意識的に視野を広げることが必要

〈石倉さん〉

一九七〇年代と今の福祉労働者の供給のされかたとは、構造が大きく変わっています。当時の福祉施設は基本的には措置施設で、職員の待遇は公務員の労働条件に準じるという基準があつて、今とは働き方がちがひ、しんどさもちがいました。また、社会は騒然としていましたから、広い視野をもちながら

福祉の仕事につく人はけっこういました。

今の福祉現場の労働者は、専門学校生とか、どこかの会社で働いていたけれど仕事を辞めて来たというような人たちが供給されています。大学でそれなりに社会科学や福祉以外のいろいろなことも勉強して福祉労働者となる人たちは少数で、多くは福祉の勉強をせずに、あるいは勉強していても短い期間であつたり、専門分野だけにとどまっていた、視野が狭いといわざるをえません。働くことを通して、「今の社会ってどうなっているのだろうか？ なぜ福祉の現場はしんどいのだろうか？」と、福祉労働者として意識的に視野を広げることが必要なのです。

そういう点では、福祉現場の人材養成力をつけることが大切です。措置制度時代から働きつづけている人たちが、若い人たちにこういう視野が大事なんだよと伝えていく必要があると思います。現場の人たちが勉強するのを助けるアプローチがかつて以上

に大事になっていいると思います。

A 個の問題を社会的課題とつないでいく工夫

〈浜岡さん〉

ソーシャルワーカーが社会性を持ちにくいという点で感じているのは、家族のあり方、学校のあり方、地域社会のあり方がちがってきている中で、家族や友だち、学校の中で社会化される状況がつくりにくく、他者を信頼し社会的なものをつくりあげていくプロセスを経験することが、いまの若い世代にはむずかしくなっているということです。われわれの世代は自然に身についていたよ、と言うだけではなく、社会的条件が変わってきている中で、これから育っていく若い世代が社会性を身につけていけるよう、どう援助するのが問われていると思います。

もうひとつは、「社会問題の個人化」です。一九八〇年代後半から、何か問題があると、クレームと

いう形で出てくる傾向が強まっています。クレームの主体とは個人です。われわれの学生時代は、何か問題があるとすぐに学部で集まって話し合い、みんなの課題として主張していくというような、個の問題と社会的な課題とが結びつきやすい状況がありました。今は、一人ひとりがつまっている課題を、集合的なもの、社会的なものにつないでいけるしくみをつくる工夫が必要なのだと思います。

タテ割り主義の克服——「総合」の意味

私が社会にこだわっているのは、社会のあり方を問いなおす、ということを意識する必要があると思っているからです。

社会のあり方について、総合社会福祉研究所は、まさに「総合」とついていて、タテ割りを解消・克服することを最初から問題意識として持っていたのですが、いまだに克服できていません。タテごとに

問題を割り振りして処理するのは効率的ですから、これを克服するためには、意識的に全体を見通していくことを追求しなくてはなりません。

社会運動をすすめるといったときにも、個別の労働組合とか、福祉運動とか、専門別に仲間の置かれている状況を改善していくためのとりくみも社会運動ですが、それを超えて、そうした個々の運動が共通にめざしている社会そのものを意識して近づいていくことが重要になってきていると思います。

Q3 日本の労働運動では賃上げの運動にくらべて、労働時間を短縮するたたいがあまり広がらなかったのはなぜでしょうか？

A 社会権の認識の弱さと支配層の戦略

〈石川さん〉

戦後、実はドイツ（西ドイツ）は日本より年間実

労働時間が長かったのです。しかし、いまのドイツの労働時間は日本より七〇〇〜八〇〇時間短くなっています。フランスは、一〇〇年前は週七〇時間労働だったのが、いまは週三五時間です。一〇〇年で半減しています。

なぜこれだけの違いが生まれたのでしょうか。ひとは、労働者側の社会権に対する認識の弱さです。戦後の日本の労働運動は、基本的に賃金問題でしかたたかってこれませんでした。それは、日本が「社会権」に目がいっていなかったことの典型的な現れだと思えます。「いま自分が生きるためのメシの金が必要だ」というのは、非常にわかりやすい話です。しかし、自分たちが幸福に生きていくために必要な条件の充実を国に求めることができるという発想にまでは、いたらなかったのです。

もうひとつは、支配層の問題です。男性の体力をすべて仕事に向かわせ、完全な企業人間にするた

め、女性は家庭に押し返し、夫を支えさせるという戦略を財界が立て、その戦略にそったかたちで教育の内容も作り替えさせました。一九六八年に文部省（当時）が出した『家庭の生活設計』では、家庭における女性の役割のひとつとして「夫によりよき生理的・心理的再生の場を与える妻の役割」と書かれています。そういう社会づくりが意図的にされ、そこに労働者家庭が飲み込まれていったという問題があります。

いまは、生きるためには賃金と社会保障が必要で、人間らしく生きるためには時短も必要だという考え方が、広く認められるようになってきています。ただし、実際に運動の現場でそうなっているかというと、まだまだ課題があるように思います。

では、ヨーロッパのあり方をそのまま日本に持ち込めばうまくいくのかというと、そうかんたんではありません。日本国内の状態に照らして、もう少し、

よりましな、生きやすい社会をつくっていけないだろうか、もう少し良くできないだろうか、模索や実践を積み重ねていくことが大切です。そういった積み重ねのうえに、経済の原動力を資本に任せるといって根本問題への認識にいたるのではないかと思います。そこに多数の人の認識がたどり着くまでには、かなりの政治の実践や体験がいると思います。その体験の積み重ねとしては、日本よりもヨーロッパの方がはるかに進んでいます。だから、現時点では、日本はその歴史的な経験によく学ぶことが大事ではないかと思っています。